

# 第 7 章 道 路

## 第 1 節 道路の現況

### 1 道路の現況

#### (1) 高速道路

高速道路は、防災・減災、国土強靱化に資するとともに、産業集積の促進や物流の効率化など、地域経済の活性化に大きく寄与することから、高速道路ネットワークの早期完成が望まれています。

県内で計画されている高速道路の延長約362kmのうち、令和4年度末時点の供用延長は約332km、供用率は92%となっています。

県内の路線別の整備状況については、鹿角市・小坂町を通過する東北縦貫自動車道（東北自動車道）41.8kmが昭和61年までに全線供用されており、また、岩手県境から秋田市を經由し、潟上市に至る東北横断自動車道（秋田自動車道）98.5kmも平成9年までに全線供用されています。

山形県境から県内沿岸部の主要都市を經由し、小坂JCTで東北自動車道に接続する日本海沿岸東北自動車道約184kmは、令和2年12月に蟹沢IC～大館能代空港IC間が開通したことで、約161.5kmが供用されています。未開通区間についても、ニツ井今泉道路5.9km（小繋から蟹沢間）の整備が進められており、今泉から蟹沢間については令和4年12月に別線による整備が決定しました。ニツ井白神から小繋間については、平成27年度に能代地区線形改良（約2.0km）が事業着手されたほか、令和2年度に種梅入口交差点、令和3年度に荷上場地区交差点の改良事業がそれぞれ事業着手となり、日沿道の全線開通へ向けて大きく前進しています。

東北中央自動車道は、約38kmのうち雄勝こまちICから横手ICまでの26.7kmが平成19年までに供用開始し、平成28年度には雄勝こまちICから上院内間6.7kmのうち、院内道路3.0kmが供用開始されました。また、唯一の事業未着手区間となっていた県境部の真室川雄勝道路（県内約4km）についても、令和元年12月に工事着手に至りました。

今後も高速道路ネットワークの早期完成について、国に対し強く働きかけていきます。

#### (2) 一般国道

国道は、主要都市間の連絡強化や高度医療施設へのアクセス機能の向上など、県民生活に欠くことのできない主要幹線道路として整備が進められています。

県内には、国が管理する7号・13号・46号の3路線と県が管理する101号から454号までの14路線があります。そのうち県が管理する国道の延長は871kmで、約94%は改良済道路となっています。

#### (3) 都道府県道

県道は、通勤・通学・通院など、地域の生活圏単位での交流を活性化させるほか、日常生活における安全・安心の確保や利便性を向上させるため整備が進められています。

県内には186路線、延長2,369kmの県道があり、そのうち約76%は改良済道路となっています。

#### (4) 市町村道

市町村道は、最も身近な日常生活道路であることから、路線数も非常に多く、その道路延長も県全体の約84%を占めています。

しかしながら、幅員が狭かったり、舗装されていない道路も多く、改良率・舗装率ともに約66%程度にとどまり、生活に密着した道路でありながら整備が遅れている現状にあります。

#### ◆道路の整備状況

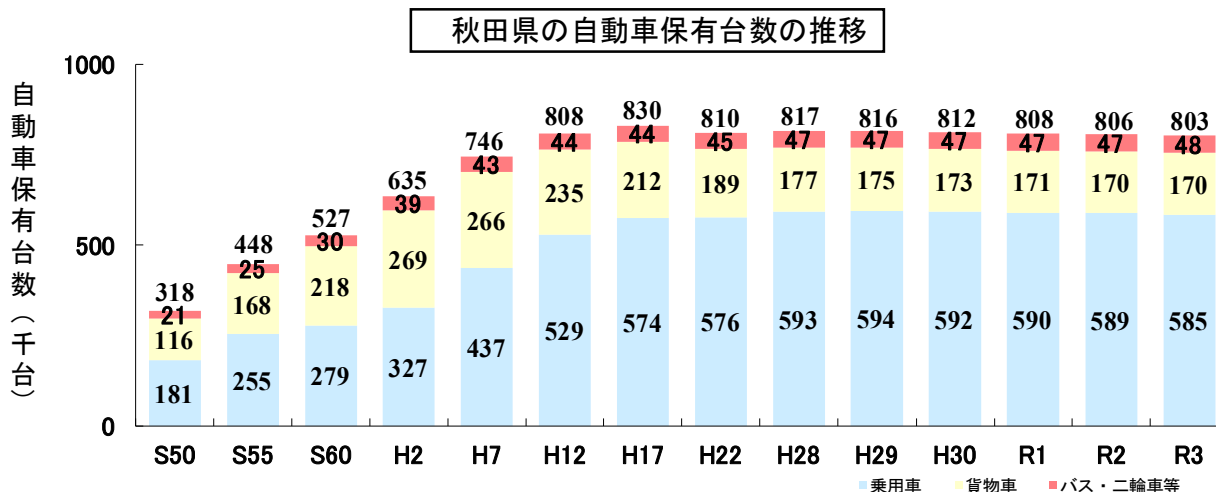
道路区分	路線数 (箇所)	延長 (km)	路面別				構成別				
			改良済		舗装済		道路部 延長 (km)	橋 橋数 (箇所)	梁 延長 (km)	トンネル トンネル (箇所)	延長 (km)
			延長 (km)	率(%)	延長 (km)	率(%)					
一般道路計	43,479	23,659	16,236	68.6%	16,702	70.6%	23,383	11,446	220	158	56
国  県  道	203	3,708	3,081	83.1%	3,618	97.6%	3,558	2,749	102	116	48
一  般  国  道	17	1,340	1,290	96.3%	1,340	100.0%	1,253	1,251	50	78	36
国直轄	3	469	469	100.0%	469	100.0%	434	530	19	25	16
県管理	14	871	821	94.3%	871	100.0%	819	721	31	53	21
県  道	186	2,369	1,791	75.6%	2,278	96.2%	2,305	1,498	52	38	11
市  町  村  道	43,276	19,951	13,155	65.9%	13,084	65.6%	19,825	8,697	117	42	8

※ 道路現況調書より(令和4年3月31日現在)

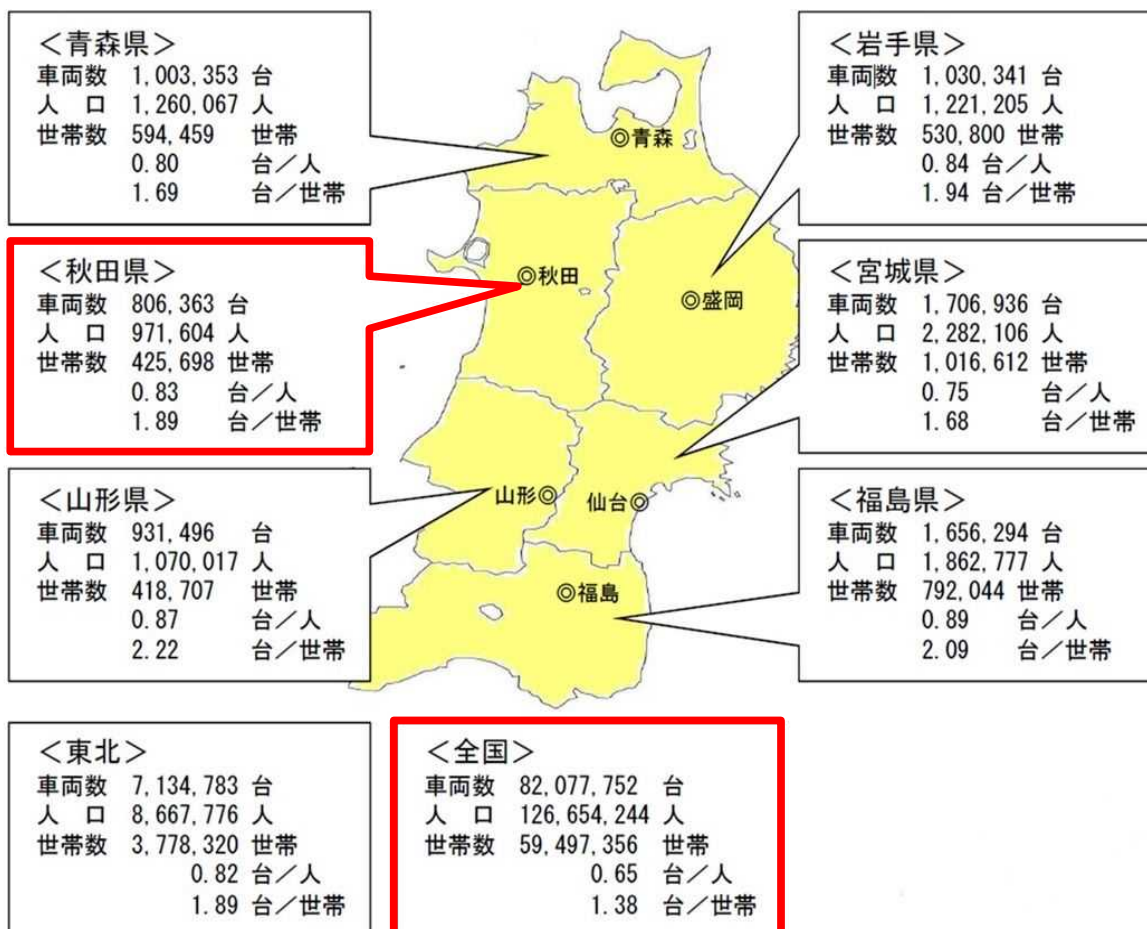
## 2 道路整備の必要性

### (1) 県民生活を支える自動車交通

本県の自動車保有台数は、昭和50年からの40数年で、約2.5倍の80万台となっており、平成17年度のピーク以降、概ね横ばい傾向となっています。また、1世帯当たりの乗用車保有台数も1.89台と、全国平均の1.38台と比べ、約1.4倍と高くなっており、日常生活及び経済活動を支えるうえで、自動車は必要不可欠なものとなっています。



### 各県別自動車保有状況 (令和2年度末)

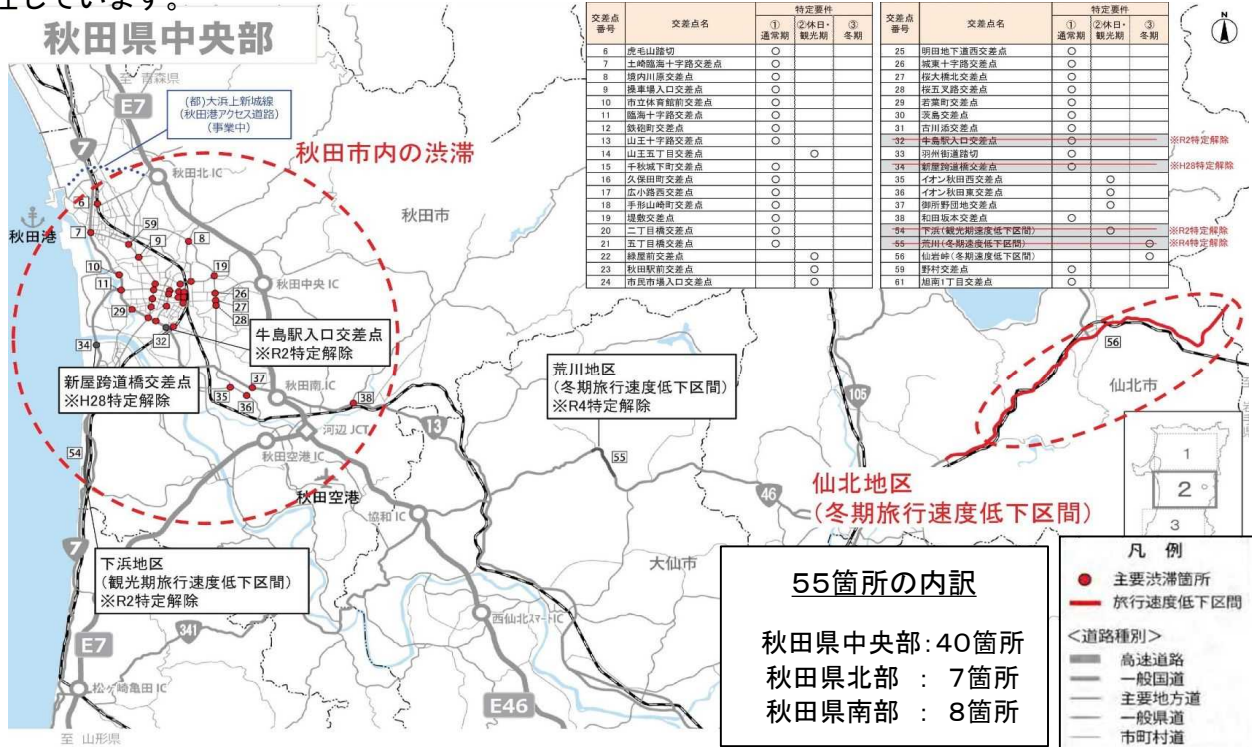


(資料: 東北運輸局 図で見る東北の運輸)

## (2)依然として残る渋滞箇所

県内には都市部を中心に渋滞箇所が集中しており、令和4年度末現在、全県に55箇所の主要渋滞箇所があります。（平成24年度の公表時には62箇所）

特に秋田市においては混雑区間・箇所が面的に広がり、複数路線に跨がり多くの渋滞箇所が存在しています。



※出典 R5.3 秋田県渋滞対策推進協議会資料より一部抜粋  
 東北地方整備局秋田河川国道事務所  
 URL: [http://www.thr.mlit.go.jp/akita/road/04\\_jyuutai/index.html](http://www.thr.mlit.go.jp/akita/road/04_jyuutai/index.html)

## (3)冬期交通の円滑化

本県は、全国でも有数の豪雪県で、冬期は積雪や凍結などにより事故の危険性が高まるほか、通勤時間帯を中心に著しい交通渋滞が発生しています。

また、県境・郡境の峠部を中心に、多くの冬期通行止区間があります。  
 (冬期通行止区間：54区間、約396km)



## (4)安全・安心の確保

県内には通学路等を含め歩道の整備が必要な区間が多数残っており、整備が急がれています。また、平成28年9月の秋の行楽シーズンには、国道341号五十曲地区において、落石に伴う全面通行止めが発生し、多方面に影響が及びました。

県では、このような災害を未然に防ぐため落石崩壊危険箇所の定期的な点検を実施すると共に、災害対策工事を行っています。

加えて、近年全国的にインフラ施設の老朽化が問題となっています。秋田県では、「秋田県橋梁長寿命化修繕計画」等に基づき、大きな損傷が発生する前に手当てする「予防保全型」の管理を行い、道路インフラの老朽化対策に取り組んでいます。

県民の日常的な安全・安心の確保を図るため、歩道の整備や防災対策、各種道路施設の適切な保全を行っています。

### 3 交通量図

下図は県内幹線国道の交通量（平成27年度調査実施）を図表化したものです。

国道7号・13号については、ほぼ全区間において交通量が1万台以上であり、地域間交流を支える大動脈となっております。

また、国道7号・13号を補完する県管理国道（通称3桁国道）も、各中核都市周辺での交通量は比較的多く、地域の主要な幹線道路として利用されております。



◆県内交通量ベスト10(※同一路線で最大の交通量観測地点を記載) (平日・24時間交通量)

No	路線名	交通量	観測地点
1	一般国道13号	43,692	秋田市牛島西一丁目
2	一般国道7号	42,381	秋田市八橋下八橋
3	秋田天王線	38,989	秋田市泉登木
4	秋田昭和線	34,453	秋田市上北手百崎内山
5	秋田停車場線	28,370	秋田市山王七丁目
6	一般国道101号	26,039	湯上市天王
7	秋田北インター線	22,628	秋田市外旭川三後田
8	秋田北野田線	22,108	秋田市旭北寺町
9	一般国道105号	21,425	由利本荘市川口
10	秋田御所野雄和線	20,497	秋田市御野場新町四丁目

資料:平成27年度道路交通センサス

# 第2節 道路の整備

## 1 秋田県道路整備計画

### 1 策定のポイント

秋田元気創造プランに掲げる施策を着実に推進するため、県内の道路における各路線の性格や役割を整理し、道路整備の方向性を示した「秋田県道路整備計画」を策定しています【後期 H31～R5】。

人口減少と少子高齢化、生産年齢人口減少に伴う労働力の不足、自然災害に対する不安などの様々な課題に直面していることから、本計画では、これらの課題を客観的に捉え、道路管理者が対応すべき課題を整理し、道路整備の方針として、「5つの柱・10の施策」を整理・体系化しています。



### 2 道路整備の方向性

「秋田県道路整備計画」では、県内の道路交通網を①県土の骨格を形成する道路ネットワーク、②産業に寄与するネットワーク、③観光に寄与するネットワークの3つの観点から整理し、これらを重ね合わせた道路ネットワーク図を作成しています。道路ネットワーク図を元として、地域毎の課題に対応した今後の道路整備の方向性を示しています。

#### ■ 道路ネットワークの定義

##### ① 県土の骨格を形成する道路ネットワーク

- (1) 高速道路ネットワークの早期完成
  - イ) 高速道路
- (2) 高速道路を補完する幹線道路ネットワークの形成
  - イ) 地域高規格道路
  - ロ) 直轄国道
- (3) 地域間ネットワークの構築
  - イ) 秋田都市圏と各二次生活圏中心都市を結ぶネットワーク
  - ロ) 二次生活圏の中心都市同士を結ぶネットワーク
- (4) 生活道路の機能強化
  - イ) 二次生活圏単位で、二次生活圏中心都市と旧市町村役場を結ぶネットワーク
  - ロ) 隣接する旧市町村役場を結ぶネットワーク

##### ② 産業に寄与する道路ネットワーク

- 工業団地・商業施設と交通拠点(高速IC、港湾、空港、駅)を結ぶネットワーク
- 高速道路、直轄国道、県管理国道も対象 ※ただし、冬季閉鎖区間は除く。

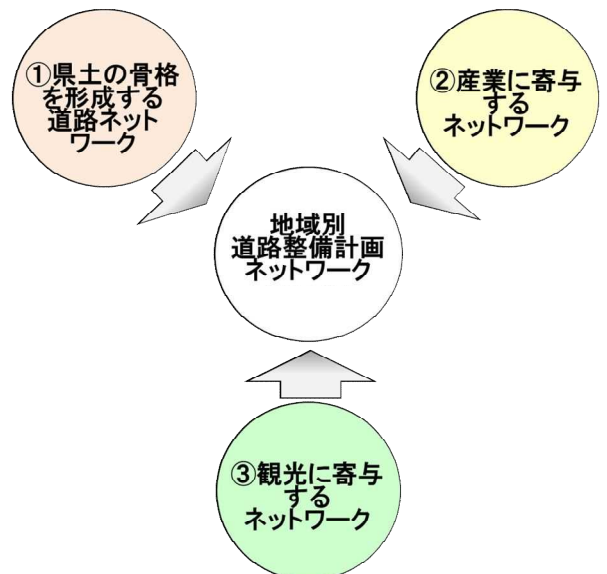
##### ③ 観光に寄与するネットワーク

- 観光地と交通拠点(高速IC、港湾、空港、駅)を結ぶネットワーク
- 高速道路、直轄国道、県管理国道も対象 ※ただし、県管理国道は、県際道路を対象とする。

#### ■ 地域別道路整備計画

◆3つのネットワークを重ね合わせし、地域別の道路整備ネットワークを構築

8地域振興局ごとに



# 道路整備の効果

道路整備計画では、魅力的で活力ある地域づくりを推進するため、つぎの5つの観点に着目し、計画的に整備を進めることにしています。

道路の整備により、移動時間の短縮や事故の低減が図られ、利便性・安全性・快適性の向上など様々な効果が期待されます。



## 方針① 交流・連携

人・ものが広域に交流するための“みち”

### 主な取組

- 高速道路ネットワークの構築

### 期待される効果

- 地域間の交流人口の拡大
- 広域的なモノの移動による産業の振興



## 方針② 産業・観光

地域産業や観光資源を元気にする“みち”

### 主な取組

- 空港・港湾・物流拠点へのアクセス強化
- 観光地へのアクセス強化
- 道の駅の機能強化

### 期待される効果

- 県内への企業立地促進
- 県外からの観光客の増加



## 方針③ 地域・生活

みんなが生活しやすいまちを支える“みち”



### 主な取組

- 生活道路の機能強化

### 期待される効果

- 日常生活における拠点施設（役場・学校・病院等）へのスムーズな移動の確保

## 方針④ 安全・安心

安全で快適な暮らしを支える“みち”

### 主な取組

- 歩道の整備
- 防雪、克雪施設の整備

### 期待される効果

- 高齢者や子どもも安心して暮らせる環境の確保
- 冬期間も含めた移動の円滑化



## 方針⑤ 強靱化・防災

もしもの時に備えた“みち”

### 主な取組

- 地震などの災害に強い道路の構築
- 橋やトンネルなどの計画的な維持

### 期待される効果

- 災害時の避難行動、救助活動を支える移動経路の確保
- 施設の老朽化に起因する事故等を未然に防止



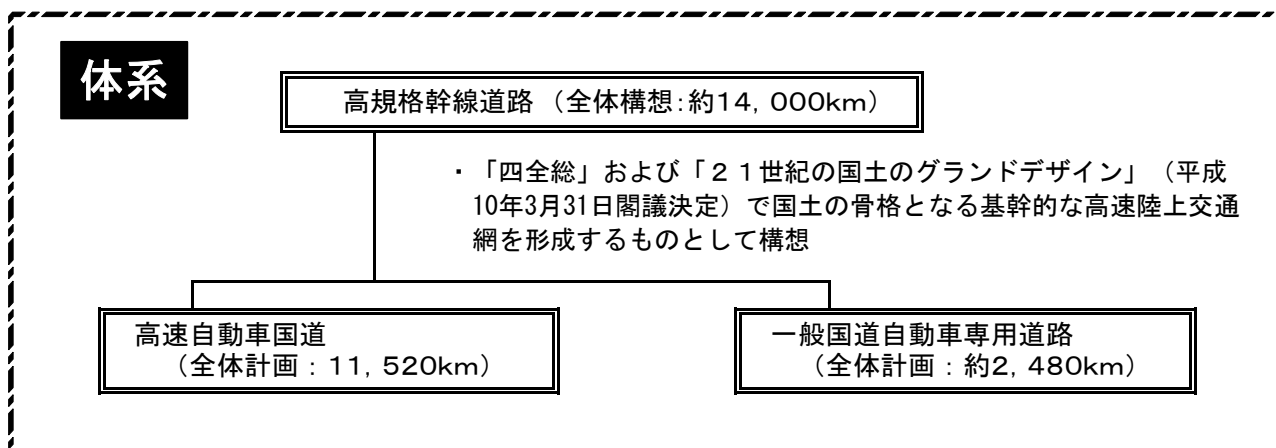
## 2 高規格幹線道路

### (1) 高規格幹線道路網計画

高規格幹線道路とは、自動車の高速交通の確保を図るために必要な道路で、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路です。

昭和62年6月26日の道路審議会答申に基づき、同年6月30日、建設大臣（当時）が、約14,000kmの高規格幹線道路網計画を決定したほか、「第四次全国総合開発計画」（昭和62年6月30日閣議決定）においても“交流ネットワーク構想”を推進するため、次のとおり位置付けられています。

「全国的な自動車交通網を構成する高規格幹線道路網については、高速交通サービスの全国的な普及、主要拠点間の連絡強化を目標とし、地方中枢・中核都市、地域の発展の核となる地方都市及びその周辺地域等から概ね1時間程度で利用が可能となるよう、およそ14,000kmで形成する。」



### (2) 高速自動車国道の整備状況

	全 国		秋 田 県	
	延 長	供用率	延 長	供用率
全体計画	11,520km	—	362km	—
R1末供用	10,096km	88%	326km	90%
R2末供用	10,127km	88%	332km	92%
R3末供用	10,218km	89%	332km	92%
R4末供用	10,274km	89%	332km	92%

※高速自動車国道に並行する一般国道自動車専用道路（A'路線）の供用延長含む



【写真】令和2年12月13日 日本海沿岸東北自動車道(蟹沢IC～大館能代空港IC)が開通

(3) 秋田県の高規格幹線道路の概要

本県の高規格幹線道路は、東北自動車道が昭和61年7月に開通して以来、着実に整備が進められ、平成9年6月には東北中央自動車道の「湯沢IC～横手IC」が開通、同年11月には秋田自動車道「北上JCT～昭和男鹿半島IC」が全線開通し、県内の高規格幹線道路網が整い始めました。

以降、順調に整備が進み、近年では平成28年度に、日本海沿岸東北自動車道「鷹巣IC～二井田真中IC」及び東北中央自動車道「院内道路」が開通、平成29年度には日本海沿岸東北自動車道「大館能代空港IC～鷹巣IC」が開通、令和2年度には同「蟹沢IC～大館能代空港IC」が開通し、令和2年度末時点の供用率は約92%となっています。

現在、日本海沿岸東北自動車道では「遊佐象潟道路」「ニツ井白神～小繋間」「ニツ井今泉道路」、東北中央自動車道では「横堀道路」「真室川雄勝道路」で国施行による事業が進められています。

また、平成31年3月に秋田自動車道「山内PA～横手IC間」が4車線化の事業許可となったことに続き、令和2年3月には「湯田IC～山内PA間」、令和3年3月には「北上西～湯田間」が4車線化の事業許可となり、信頼性の高い高速道路ネットワークの構築により、物流環境の改善が図られ、企業立地の促進等による地域産業の活性化に大きく寄与するものと期待されます。

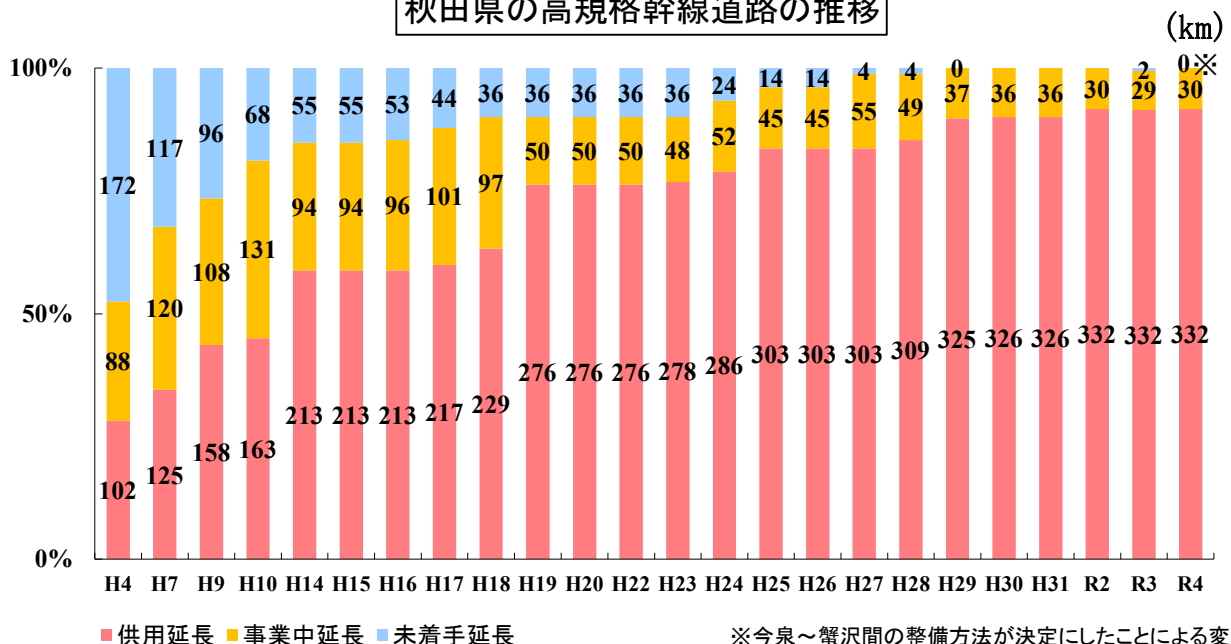
【全国の整備状況】 R5.3末現在 ※一般国道自動車専用道路(B路線)含む

区分	計画総延長	うちR4末	供用率	備考
		供用延長		
全国	14,000 km	12,258 km	88%	
東北	2,218 km	2,063 km	93%	東北のみR4.3末現在
秋田	362 km	332 km	92%	

【県内の路線別整備状況】 R5.3末現在

路線名	路線延長	供用延長	未整備延長	備考
東北自動車道	42 km	42 km	-	S58～S61開通
秋田自動車道	99 km	99 km	-	H9全線開通
日本海沿岸東北自動車道	約 184 km	162 km	23 km	
東北中央自動車道	38 km	30 km	8 km	
合計	約 362 km	332 km	31 km	

秋田県の高規格幹線道路の推移





令和5年3月末現在、県内の高規格幹線道路の整備状況は以下のとおりです。

### [高速自動車国道]

事業主体 : 国土交通省（新直轄方式）

道路名	区間	延長	基本計画	事業着手年	供用済延長	備考
日本海沿岸 東北自動車道	本荘～岩城	21.6km	H1. 2. 27	H9. 12. 25	21.6km	H19. 9. 17供用
	大館北～小坂北	14.0km	H3. 12. 20	H10. 10. 25	14.0km	H25. 11. 30供用

※両区間とも、当初は日本道路公団による有料道路事業として整備が進められていましたが、平成15年度から新直轄方式が採用され、国土交通省により整備が進められました。

※新直轄方式は、採算性の面で各日本高速道路株式会社による建設が困難な路線のうち、緊急性、必要性の高い路線の建設及び管理費用を国と都道府県の負担により行う方式であり、完成後は無料区間となります。

### [高速自動車国道に並行する一般国道自動車専用道路]

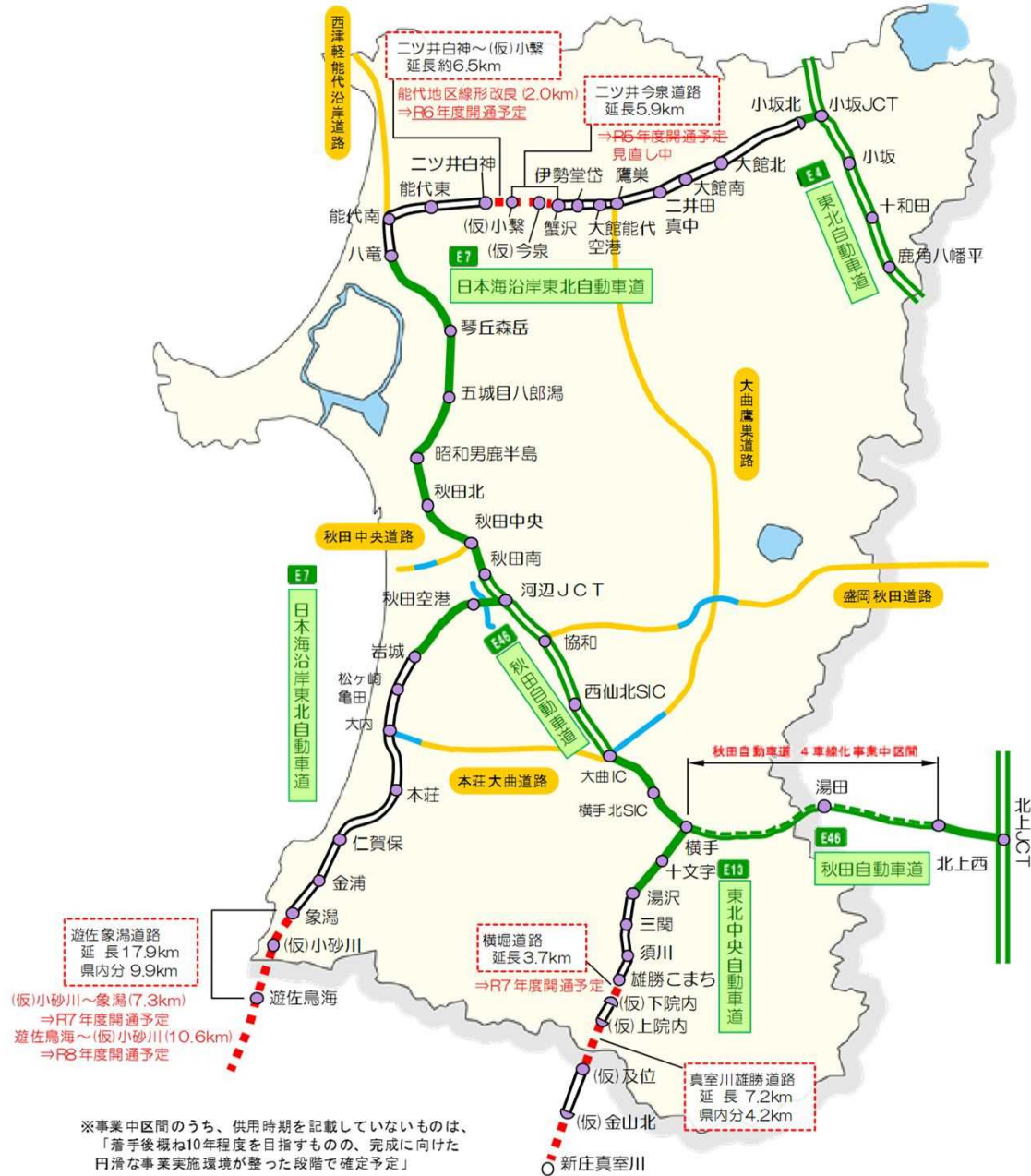
事業主体 : 国土交通省（鷹巣西道路のみ県事業で実施）

区分	路線名	道路名	区間	延長	着手年度	供用済延長	備考
日本海沿岸 東北自動車道	国道7号	遊佐象潟道路	遊佐～象潟	17.9km	H25	—	県内延長 L=9.9km R7一部供用予定、R8供用予定
		象潟仁賀保道路	象潟～仁賀保	13.7km	H17	13.7km	H27.10.18 全線供用
		仁賀保本荘道路	仁賀保～本荘	12.5km	H12	12.5km	H24.10.27 全線供用
		琴丘能代道路	琴丘森岳～ 二ツ井白神	33.8km	S58	33.8km	H19. 8.12 全線供用
		(二ツ井白神～小繫)	二ツ井白神～ (仮)小繫	約6.5km	H27	—	※現道活用区間であり、 交通安全事業により整備中
		二ツ井今泉道路 鷹巣西道路	(仮)小繫～ 大館能代空港	11.2km	H24	5.3km	蟹沢IC～大館能代空港IC間は R2.12.13供用済み
		鷹巣大館道路	大館能代空港～ 二井田真中	13.9km	H17	13.9km	H30.3.21 全線供用
		大館西道路	二井田真中～ 大館北	8.8km	S57	8.8km	H25.11.30 全線供用
東北中央 自動車道	国道13号	湯沢横手道路	雄勝こまち～ 横手	26.7km	S59	26.7km	H19. 8.26 全線供用
		横堀道路	(仮)下院内～ 雄勝こまち	3.7km	H27	—	R7供用予定
		院内道路	(仮)上院内～ (仮)下院内	3.0km	H15	3.0km	H28.11.5 全線供用
		真室川雄勝道路	(仮)及位～ (仮)上院内	7.2km	H29	—	県内延長 L=4.2km

※A' 路線とも呼ばれ、高速自動車国道に並行する一般国道の自動車専用道路として国土交通省が施行するもので、将来高規格幹線道路網に組み入れられる予定の道路です。

# 秋田県高規格幹線道路網図

R5.3月末現在



※事業中区間のうち、供用時期を記載していないものは、「着手後概ね10年程度を目指すものの、完成に向けた円滑な事業実施環境が整った段階で確定予定」

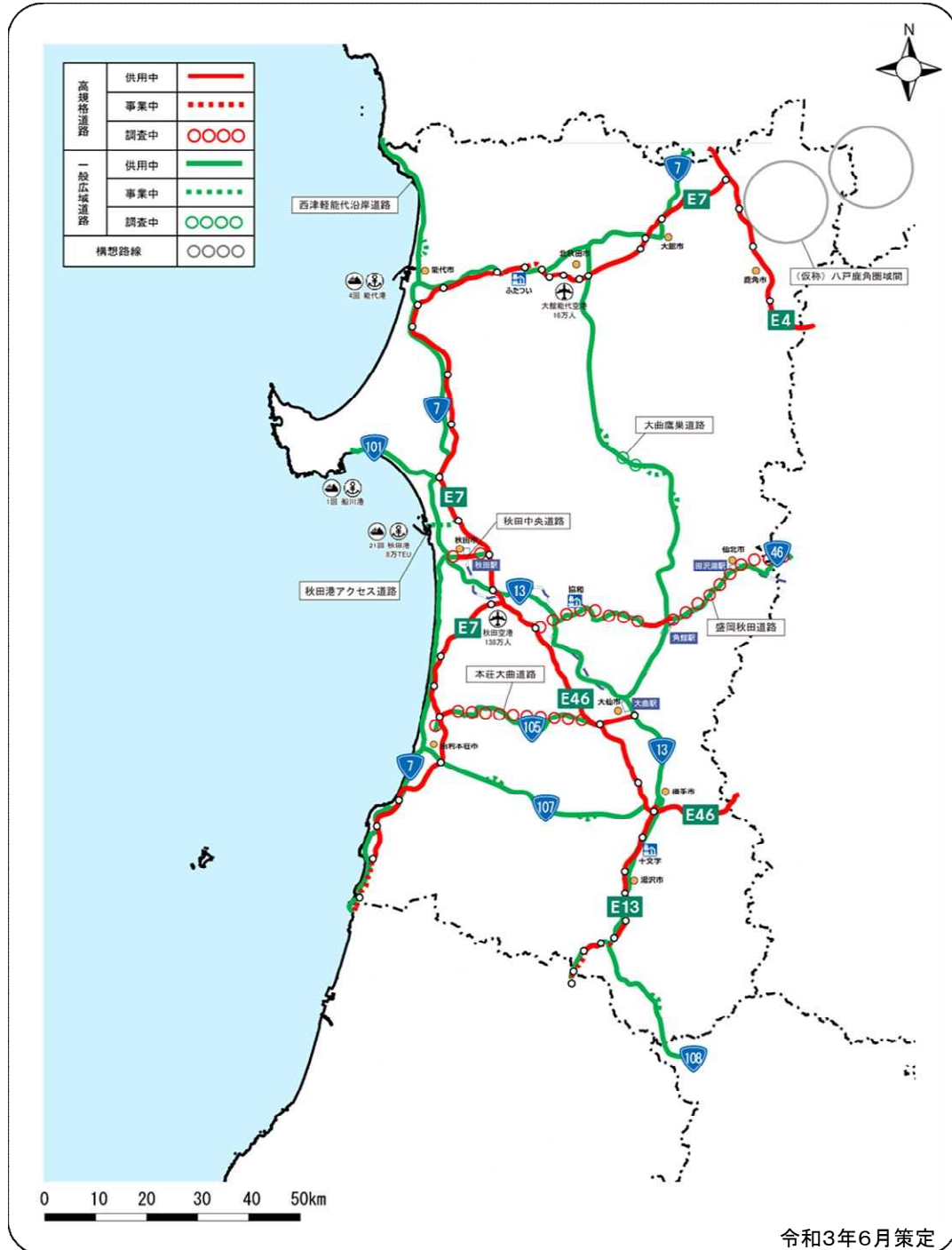
凡	例
高速道路	4車線供用中(有料区間)
//	2車線供用中(有料区間)
//	2車線供用中(無料区間)
//	事業中
自動車専用道路	供用中

インター形式	フルインター・ジャンクション	●
	ハーフインター	◐

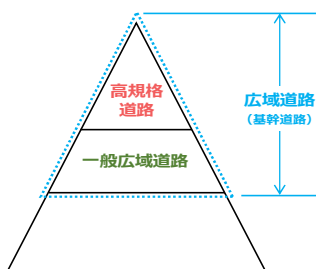
### 3 新広域道路交通計画

安全安心で暮らしやすく、交流が拡大する秋田県を実現するためには、新たな社会・経済の要請に応えるとともに、総合交通体系の基盤としての道路の役割強化や、平常時・災害時を問わない物流・人流の確保・活性化を図る道路ネットワークを整備する必要があります。このため、「盛岡秋田道路」や「大曲鷹巣道路」等について、整備に向けた取組を強化することとしています。

広域道路ネットワーク計画図



令和3年6月策定



#### ①高規格道路

高速自動車国道を含め、これと一体となって機能する、もしくはこれらを補完して機能する広域的な道路ネットワークを構成する道路。求められるサービス速度が概ね60 km/h以上の道路。交差点の立体化や沿道アクセスコントロール等により、サービス速度の確保を図る。

#### ②一般広域道路

広域道路のうち、高規格道路以外の道路。求められるサービス速度が概ね40 km/h以上の道路。部分的に改良等を行い、サービス速度の確保を図る。

## 4 幹線道路の整備

### ・国道、県道の整備

地域の安全・安心を確保し経済の活性化を支援する社会基盤として、県管理国道及び県道の整備を進めており、高速交通ネットワークの補完や地域間交流を促進するネットワークの形成を図ります。

#### (1) 国道の整備

県管理国道14路線のうち、現在7路線・14箇所ではバイパスや道路拡幅等の整備を進めています。

##### ○主な整備箇所（国道）

事業区分	路線名	箇所名	整備延長
バイパスの建設	101号	峰浜水沢(八峰町)	1,900m
	105号	幸屋渡(北秋田市)	1,600m
	105号	堀内(仙北市)	830m
	108号	小川(由利本荘市)	940m
	285号	富津内(五城目町)	3,300m
	341号	新波(五城目町)	1,100m
	398号	稲庭(湯沢市)	4,530m
車道の4車線化	107号	本荘道路(由利本荘市)	2,000m

#### (2) 県道の整備

主要地方道、一般県道において、現在8路線・8箇所ではバイパスや道路拡幅等の整備を進めています。このうち、(主)比内田代線(大館市)は令和5年度の新規着手箇所です。

##### ○主な整備箇所（県道）

事業区分	路線名	箇所名	整備延長
港アクセス	(主)秋田天王線	秋田港アクセス道路(秋田市)	6,120m
高速ICアクセス	(主)横手大森大内線	三本柳(横手市)	2,200m
道路の拡幅	(主)比内田代線	二井田(大館市)	4,400m
バイパスの建設	(主)大館十和田湖線	雪沢(大館市)	2,930m
	(主)秋田八郎潟線	山内増沢(秋田市)	1,500m
	(一)川添下浜停車場線	下浜羽川(秋田市)	2,059m
	(主)鳥海矢島線	中直根(由利本荘市)	2,000m
老朽橋の架替	(主)秋田雄和本荘線	相川【水沢橋】(秋田市)	1,360m



国道398号  
湯沢市 稲庭バイパス

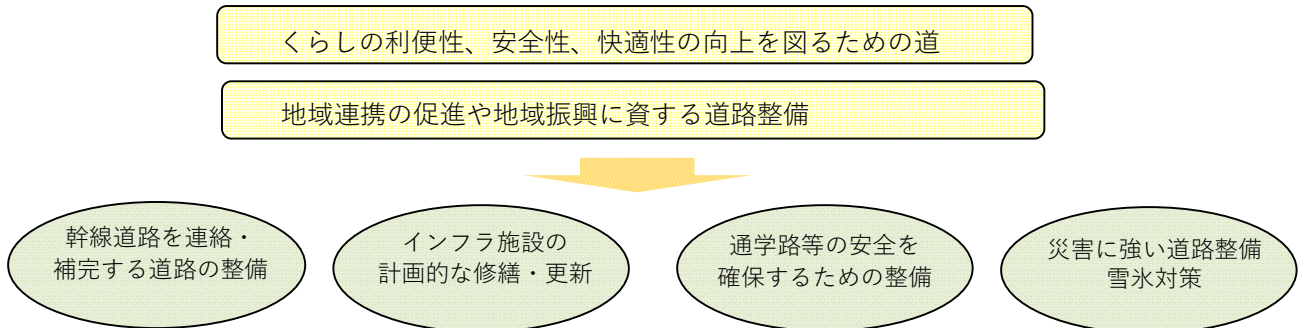


(主)秋田天王線  
秋田市 秋田港アクセス道路

## 5 市町村道の整備

市町村道には、国道・県道とともに地方の幹線道路網を構成する幹線市町村道と、居住環境を形成する生活道路としての役割を担う一般市町村道があります。

これらのうち、利便性・快適性の向上による地域連携の促進や、道路利用者の安全を確保するための事業については、国庫補助事業により重点的に整備を図ります。



令和5年度事業（代表箇所抜粋）

### 【交付金事業】

○改築事業 ・ 由利本荘市 百宅線 ・ 小坂町 和井内線 等

### 【補助事業】

○道路メンテナンス事業 ・ 秋田市 川尻新屋線（新川橋） ・ 能代市 向能代2号線（上野越橋）  
 ・ 大仙市 蛭川浜町線（姫神橋） 等

○無電柱化推進計画事業 ・ 秋田市 川尻総社通り線 等

○交通安全対策（通学路緊急点検） ・ 由利本荘市 一番堰薬師堂線 ・ 横手市 町田昼川線 等

### 【秋田市】 川尻新屋線（新川橋） 道路メンテナンス事業



### 旧橋の状況



### 【由利本荘市】 一番堰薬師堂線 歩道整備



▲現況（歩道未設置）

### 【秋田市】 川尻総社通り線 無電柱化推進計画事業



▲川尻総社通り線（現況）



▲整備済み隣接工区

## 第3節 よりよい道路環境を目指して

### 1 交通安全対策

#### (1) 交通安全対策

令和4年の交通事故発生件数は、直近15年間で最小となっています。

事故発生件数は減少傾向であり、今後も歩道整備や事故が多発する交差点や急カーブの解消によって、事故の削減に努めていきます。

令和5年度は、国道282号西町地区ほか19箇所対策を実施する予定です。

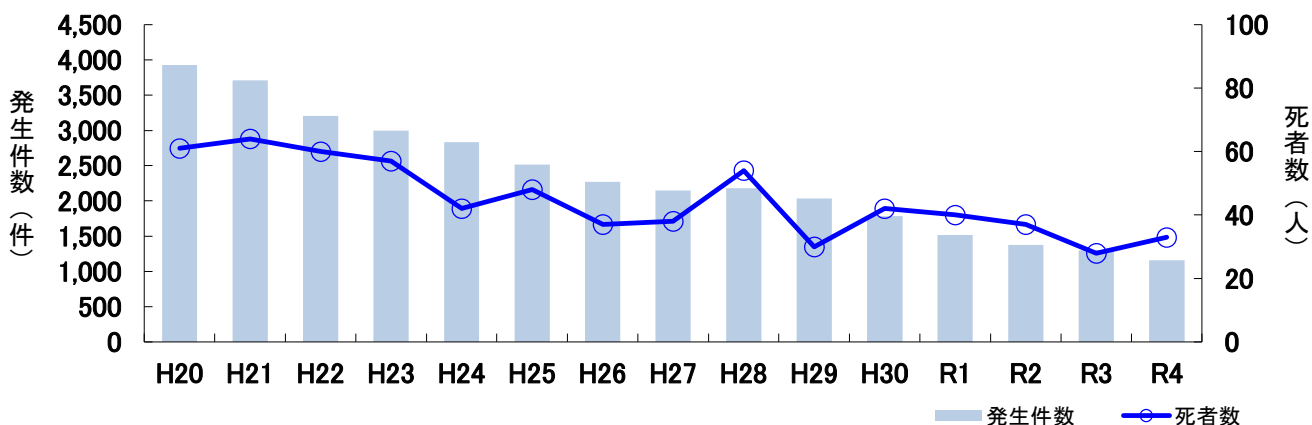


(一) 植田平鹿線 横手市



(主) 角館六郷線 仙北郡美郷町

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
発生件数	3,928	3,710	3,206	2,996	2,830	2,518	2,270	2,151	2,177	2,034	1,784	1,514	1,377	1,301	1,157
死者数	61	64	60	57	42	48	37	38	54	30	42	40	37	28	33



#### (2) 「道の駅」の機能強化

県内の「道の駅」が、利用者ニーズの高い複数の機能を兼ね備えており、各駅の特徴を活かし個性が光る『秋田の「道の駅」』を創出します。

なお、令和4年4月時点において、県内では33駅が登録済みとなっています。



道の駅「おおゆ」 (鹿角市)



道の駅「おが」 (男鹿市)

◆県内の道の駅

路線名 登録年度	「道の駅」名 (施設名)	特 色 等
① 国道7号 (H5年度)	たかのす (太太鼓の里)	ギネス認定世界一の太太鼓をはじめ、世界各地の珍しい太鼓を集めた太鼓の「博物館」。
② 国道7号 (H6年度)	ふたつい (きみまの里)	レストランのテラスからは、悠々と流れる米代川や、対岸の原生林に覆われた七座山を眺めながら郷土料理を堪能。H30年7月にリニューアルオープン。
③ 国道7号 (H7年度)	にしめ (はまなすの里)	霊峰鳥海山と夕日の日本海、そして緑につつまれた心休まる、はまなすの里が「道の駅 にしめ」。
④ 国道7号 (H7年度)	やたて峠 (天然杉といで湯の里)	大館矢立ハイイツは宿泊、食事、温泉、カラオケの利用が可能。また、遊歩道は天然秋田杉の森林浴が楽しめる。
⑤ 国道101号 (H7年度)	はちもり (お殿水)	世界自然遺産の白神山から湧き出る水は、江戸参勤交代に津軽藩公も賞賛した清水で、ドライバーは殿様気分。
⑥ 国道282号 (H7年度)	かづの (花輪ばやしの里あんたらあ)	神秘的湖「十和田湖」と山岳美「八幡平」の中間にあり、花輪ばやしの屋台を展示し、伝統工芸の手作りを体験できる。
⑦ 国道107号 (H8年度)	東由利 (黄桜の里)	黄桜温泉「湯楽里」の湯につかり心身をリフレッシュ。あきたこまちや地場産食材による郷土料理を味わうことができる。
⑧ 国道285号 (H8年度)	かみこあに (秋田杉とコアニチドリの里)	秋田杉をふんだんに使用した建物の中で、特産品や野菜・草花・お土産品の展示・販売。地場産食材を活用した郷土料理。
⑨ 国道13号 (H8年度)	かみおか (茶屋っこ一里塚)	日本橋を起点として133番目の一里塚。一面田園がひろがり、牧歌的雰囲気心が和みます。物産館、レストランが郷土の味を提供。
⑩ 国道7号 (H8年度)	ことおか (土笛の里)	土笛などの製作体験や男鹿の夕日を見ながら土笛と夢のロマンを胸に四季折々の夕日を楽しめる。地場産品等の郷土料理も提供。
⑪ 国道7号 (H9年度)	象湯 (ねむの丘)	観光情報プラザ、大展望風呂、レストラン、特産品販売、遊びの広場、豊富な魚介類等地元素材で嬉しい季節料理、日本海と鳥海山を望む大温泉。
⑫ 国道105号 (H9年度)	なかせん (ドンパン節の里)	ドンパン節発祥の地なかせん自慢の“あきたこまち”による特産品の製造・販売・見学。世界の米の豆知識を「こめこめプラザ」で。
⑬ 国道13号 (H10年度)	おがち (小町の郷)	小町笠をイメージしたユニークな円形の建物。山菜・野菜の直売、東北の灘と称される銘酒や稲庭うどんなどの販売。
⑭ 秋田天王線 (H10年度)	てんのう (夢と神話の里)	町のシンボルとなっている天王スカイタワー(高さ59.8m)、遊びの広場、温泉保養施設「天王温泉くらら」などがある。特にスカイタワーから臨む日本海や男鹿半島のパノラマが絶景。
⑮ 国道7号 (H11年度)	しょうわ (ブルーメッセ・あきた)	花をテーマにした複合施設で、主な施設はアグリプラザ昭和(地場産品・花き等の販売)、秋田県花き種苗センター(鑑賞温室3,000㎡の芝生広場等開放)、レストラン等。
⑯ 国道7号 (H11年度)	岩城 (鳥式漁港公園岩城アイランドパーク)	海と魚をテーマにした複合施設で、日本海の夕日を見ながら入浴できる温泉、地ビール、特産品販売施設、括魚センターなど。
⑰ 国道101号 (H11年度)	みねはま (ボンボコ101)	産地形成促進施設「おらほの館」を中心に、特産の野菜・果樹等の農産物販売、そばの加工と体験試食コーナー等を設けている。
⑱ 国道107号 (H11年度)	さんない (ウッディらんど)	農林水産物直売・食材供給施設(ウッディプラザ)、国産材需要開発センター(木の香)、林産物加工施設(ウッディさんない)等で構成されている。
⑲ 国道105号 (H12年度)	おおうち (はーとぼーと大内)	温泉付宿泊施設のほぼろっこを中心として、伝承館や多目的広場などを整備。JR岩谷線と背中合わせのダブルステーションです。
⑳ 国道105号 (H12年度)	あに (マタギの里)	角館町と鷹巣町間で行われる100kmマラソンの中間点に位置する「道の駅」です。阿仁町の特産品を販売する他、レストランなど。
㉑ 国道285号 (H13年度)	ひない (比内鶏の里)	比内町の特産品を食材とした料理を堪能できるレストランや、特産品の直販を行っている「とっと館」など。
㉒ 国道285号 (H14年度)	五城目 (悠紀の国 五城目)	五城目産の野の幸、山の幸の直売所「いそらの四季」とだまこもちやとろろめし、きいちごソフトを味わえる食事処「やまゆり」がある緑に囲まれた旅のふれ愛スポット。
㉓ 国道108号 (H16年度)	清水の里・鳥海郷	鳥海山・法体の滝・名勝沼などの観光地への起点として、また地元特産品の直売所など地元住民との交流の場を提供する。
㉔ 国道13号 (H16年度)	美郷	後三年の役などの歴史探訪、竹打ちカマクラなどの体験ができ、季節により餅つきやそば打ち体験など。また爆裂機米菓子の実演は一見の価値あり。
㉕ 国道46号 (H16年度)	協和 (四季の森)	町内産材の秋田杉をふんだんに使った「遺跡・陶芸の里交流施設」があり、地場産品の直売や陶芸教室が行われる。
㉖ 国道13号 (H19年度)	十文字 (まめでらが～)	トイレやコンビニ等が建物の中に全て入っている、全国でも珍しい「道の駅」です。
㉗ 男鹿八竜線 (H20年度)	おおがた	日本で唯一干拓をテーマとした大潟村干拓博物館が隣接しており、八郎潟干拓の歴史や干拓により誕生した自治体「大潟村」の農業、自然、文化を展示紹介。
㉘ 国道7号 (H22年度)	あきた港	本州と北海道を結ぶ航路のフェリーターミナルも隣接していることから、秋田市情報の発信基地、来訪者と地域住民との交流の場の機能などを併せ持つ道の駅です。
㉙ 大館十和田湖線 (H22年度)	ななたき (こさか七滝)	十和田湖への中継地点にあり、日本の滝百選のひとつに数えられる落差60m、7段にわたって流れ落ちる「七滝」がある絶好の景勝スポットに位置する道の駅です。
㉚ 大館能代空港東線 (H22年度)	大館能代空港	空港を道の駅の一部として整備したものととしては、石川県小松空港に続き、全国で2例目となる珍しい道の駅です。
㉛ 国道398号 (H28年度)	うご	国道398号沿いの羽後町役場隣に位置し。総合交流拠点施設「端縫いの郷」を核に、特産のそばを使ったレストランや地物農産物で来場者をおもてなします。
㉜ 市道大湯川向線 (H30年度)	おおゆ	地域資源である温泉を活用した足湯及び遊び場が整備され、開湯800年の歴史ある温泉郷としての地域イメージを直に体感できる「道の駅」です。
㉝ 市道新浜町・外ヶ沢線 (H30年度)	おが	JR男鹿線の終着駅「男鹿駅」に近接しており、半島周遊観光のゲートウェイ、広域周遊観光の拠点として、多様な周遊形態に対応した情報を広く発信していきます。

## 2 渋滞対策

県内の慢性的な渋滞を緩和・解消し、円滑な交通を確保するため、国、地方公共団体、東日本高速道路㈱、各運送事業者等で組織される「秋田県渋滞対策推進協議会」において様々な渋滞対策に取り組んできたところです。

### 【秋田県渋滞対策推進協議会 構成員】

国土交通省東北地方整備局、国土交通省東北運輸局、秋田県、秋田県警察本部、秋田市、能代市、横手市、大館市、湯沢市、由利本荘市、大仙市、北秋田市、にかほ市、仙北市、美郷町、東日本高速道路株式会社東北支社、社団法人秋田県トラック協会、社団法人秋田県バス協会、一般社団法人秋田県ハイヤー協会

同協議会では、様々な交通データを活用し渋滞箇所を絞り込み、あわせてパブリックコメントによる道路利用者等の意見を含めた形で、平成25年1月24日に県内の主要渋滞箇所62箇所を公表したところですが、ハード対策の実施等により現在55箇所となっております。

### 【主要渋滞箇所】

＜一般道路（秋田県内）＞

#### ■ 62箇所→55箇所（R5.3末時点）

- 平成28年度：2箇所解除（国道7号「新屋跨道橋交差点」「仁賀保郵便局前交差点」）
- 平成29年度：1箇所解除（国道7号「象潟駅前交差点」）
- 令和元年度：1箇所解除（国道7号「立花交差点」）
- 令和2年度：2箇所解除（国道7号「下浜」、国道13号「牛島駅入口交差点」）
- 令和4年度：1箇所解除（国道46号「荒川」）



(主)秋田天王線「野村交差点」での渋滞状況

主要渋滞箇所の公表後、ソフト・ハードを含めた渋滞対策の検討を進めています。



※出典 R5.3 秋田県渋滞対策推進協議会資料より一部抜粋

東北地方整備局秋田河川国道事務所 URL:[http://www.thr.mlit.go.jp/akita/road/04\\_jyuutai/index.html](http://www.thr.mlit.go.jp/akita/road/04_jyuutai/index.html)



### 3 わかりやすい道路案内施設の推進

高齢者ドライバーや訪日外国人旅行者の増加、自家用車による移動距離の長距離化により、これまで以上に「わかりやすい」道路案内標識が求められています。

外国人旅行者も含む道路利用者のニーズに対応するため、利用者の視点に立ち、視認性が良く、地名の英語表記加えるなど、わかりやすい道路案内施設の整備を推進していきます。



国道103号 大館市

### 4 人にやさしい道づくりの推進

県内で急速に進む高齢化に対応するため、すべての人が安全で安心して歩ける歩道の整備が求められています。

また、バリアフリーに対する県民の意識は年々高まりを見せており、こうしたニーズに対応するため、歩道の段差解消や視覚障害者用誘導ブロックの設置、側溝蓋の改善等「人にやさしい道づくり」を推進していきます。



(主)秋田昭和線 秋田市

### 5 無電柱化

無電柱化は、道路の地下空間を活用して、電力線や通信線などをまとめて収容する電線共同溝などの整備による電線類地中化や、表通りから見えないように配線する裏配線などにより道路から電柱を無くすことです。

安全で快適な通行空間の確保、都市災害の防止、情報通信ネットワーク及び電力等のライフラインの安全性・信頼性の向上、都市景観の向上等の観点から、無電柱化の整備を進めていきます。



(一)羽後本荘停車場線 由利本荘市花畑町

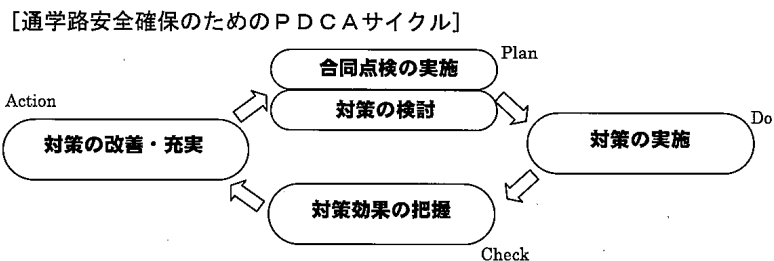
## 6 「通学路の合同点検」等の実施

通学路の合同点検は、教育委員会、学校、PTA、警察及び道路管理者等が主体となり通学路の点検を行い、文部科学省、国土交通省、警察庁の3省庁が一体となった取組を通じて通学路の交通安全の確保を目指すものです。

基本的方針として、合同点検の実施時期、合同点検の体制、合同点検の実施方法等を定めた「通学路交通安全プログラム」を策定します。

点検結果を踏まえた対策の検討、対策の実施、対策効果の把握、対策の改善・充実を一連のサイクルとして繰り返し実施するPDCAサイクルを実施して継続的な安全性向上を目指します。

策定された「通学路交通安全プログラム」及び合同点検によって抽出された対策必要箇所については、市町村のホームページ等で公表します。



国道101号 男鹿市

## 7 あきたのみち情報

あきたのみち情報では、通行規制情報、ライブカメラによる道路状況、防災情報、近隣県の道路情報などを確認することができます。

通行規制情報等をあらかじめ把握し、ドライバー自らが効率的なルート選択を行えるようになれば、県全体として効率的に道路を利活用することが可能です。

The screenshot displays the 'あきたのみち情報' (Akita Michi Information) website. The main content area is divided into several sections:

- 緊急情報 (Emergency Information):** A green banner indicating '現在、緊急情報は出ておりません。過去の緊急情報をご覧になるには、[ここをクリックしてください。](#)' (Currently, there is no emergency information. To view past emergency information, please click here.)
- トピックス (Topics):** A list of recent news items, including '2021年 3月15日 システム不具合による通行規制情報の一時配信停止について' (Regarding the temporary suspension of traffic regulation information distribution due to a system issue on March 15, 2021).
- 通行規制予告 (Traffic Regulation Notice):** A section for upcoming regulations, such as '2021年 3月19日 ■予定■小安温泉橋川線(秋田県湯沢市皆瀬大林)工事に伴う規制による全面通行止め' (Full closure due to regulations accompanying construction work on the Oyasu Onsen Bridge River line in Akita Prefecture, Yuzawa City, Minase Ohtani, scheduled for March 19, 2021).
- 通行規制情報 (Traffic Regulation Information):** A map of Akita Prefecture with various traffic markers. A pop-up window provides details for a specific regulation:
  - ライブカメラ (Live Camera):** 設置場所: 滝ノ沢 付近 (Location: Takinonawa area); 設置路線: 国道285号 (Route: National Route 285); 撮影時刻: 2021年03月16日 15時00分ごろ (Shot at: Around 15:00 on March 16, 2021).
  - 全面通行止め (Full Closure):** 種類: 工事に伴う規制 (Type: Regulation accompanying construction); 規制: 全面通行止め (Regulation: Full closure); 路線名: 主要地方道 横手大森大内線 (Route Name: Main Prefectural Road Yokote-Oomori-Ouchi Line); 規制起点: 秋田県由利本荘市羽広沼ノ沢 (Regulation Start Point: Takinonawa, Yuzawa City, Akita Prefecture); 規制終点: 秋田県由利本荘市羽広念仏橋 (Regulation End Point: Nambu, Yuzawa City, Akita Prefecture); 規制日時: 2021/02/22(月) 09:00 (Regulation Date/Time: 09:00 on February 22, 2021); 至: 未定 (Until: Undetermined); 備考: 由利地域振興局建設部 (Remarks: Construction Department, Yuzawa Regional Revitalization Agency); 問合せ先: 0184-25-4545 (Contact: 0184-25-4545).

URL : <http://road.pref.akita.lg.jp/modules/tiny0/>

### 【ちょっと便利な道路情報サイト】

- ・ 国道7号・13号・46号の道路情報 : 国土交通省の「能代河川国道事務所」、「秋田河川国道事務所」、「湯沢河川国道事務所」の各ホームページ
- ・ 高速道路の交通情報 : 「ドラぷら」または「ドラとら」
- ・ ETC総合情報 : 「GO!ETC」

## 第4節 道路の維持管理

道路の清掃や路面の凹凸の解消、草刈りといった日常的な管理のほか、大雨や地震等による崩落土砂や倒木等の道路からの撤去等も行い安全な通行ができるように努めております。また、橋梁については大規模な修繕が必要となる前に予防保全的な維持修繕を行うことでライフサイクルコストの縮減を図り、効率的・効果的な維持管理に取り組んでいます。

### 1 道路維持管理

#### (1) 道路パトロール

平成20年度から「道路監理補助員」を配置し、平成23年度からは道路パトロールの外部委託について契約期間を1年から2年に延長し、管内全線の状況を継続的かつ詳細に把握することで、災害・事故等の発生を未然に防ぐことに努めています。

#### (2) 施設管理と地域防災体制の強化

平成20年度からは共同履行方式により、複数の業者が各地域を共同で担当しており、各地域振興局建設部の指示のもと、地区内で必要な資機材と人材が弾力的に運用されています。

これからも機動的で効率的な施設管理を実施し、地域防災体制の強化に努めます。



応急処理工((主)本荘岩城線)

#### (3) 道路広報活動等

安全で快適な道づくりや道路管理には、利用する方々の理解と協力が必要です。

8月は「道路ふれあい月間」、8月10日は「道の日」と制定され、この期間に行事を行うなどして、道路の意義と重要性を再認識していただき、道路愛護精神の高揚に努めています。

また、地域の道路を地域できれいにしたいと希望する自治会等を対象に草刈り委託「道路ふれあい美化事業」を実施しています。



法面保護工((一)河辺阿仁線)

### 2 防災対策

豪雨・豪雪及び地震に対する道路の安全性を確認するため「道路防災総点検」を実施しており、その後も毎年の定期点検により変状等進行の有無を確認しています。

これらの点検結果を踏まえ新たな防災対策や日常の道路管理の充実に努めます。

### 3 橋梁補修・補強

県が管理する橋長2m以上の橋梁を対象に、5年に1度の橋梁定期点検を実施し適切な維持管理に努めています。また、橋梁の老朽化対策の必要性から橋梁長寿命化修繕計画を策定して、従来の対症療法的修繕から予防保全的修繕へ政策転換していくこととし、補修対策を順次実施しています。

さらに補修と併せて、緊急輸送道路区間内の橋梁に重点を置いて、橋脚の耐震補強や落橋防止装置の設置などの震災対策に取り組んでいるところです。



橋梁補修工(国道108号 新川井橋)

### 4 冬期交通対策

豪雪地帯を抱える本県では、冬期の交通確保が欠かせません。県内25市町村全域が積雪寒冷特別地域(積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法に基づく)に指定され、うち13市町村が特別豪雪地帯(豪雪地帯特別措置法に基づく)に指定されています。

県では、除雪の充実強化を図るため、雪情報システムを構築するとともに、防雪柵等の防雪施設や流雪溝等の消融雪施設及び安全な通行のための堆雪幅確保等の整備を推進していきます。



無散水融雪歩道  
(主)大館停車場線 大館市

## 5 道路施設の老朽化への対策(秋田県道路メンテナンス会議)

平成24年12月、中央自動車道笹子トンネル上り線で天井板落下事故が発生し、9人の尊い命が犠牲となり、長期にわたって通行止めとなりました。

これに端を発し、道路施設の老朽化が全国的な問題として一般に認知されるようになり、平成26年7月には道路法施行規則の一部を改正する省令が施行されました。

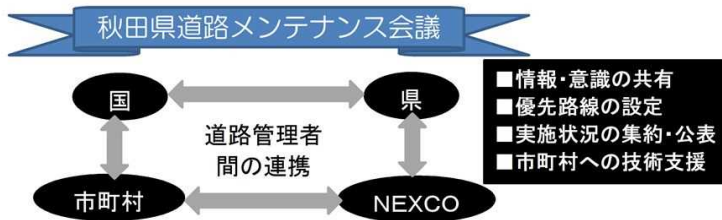
### 【改正の概要】

- ・トンネル、橋梁等における定期点検の実施を規定
- ・近接目視により、5年に1回の頻度で行う事を基本

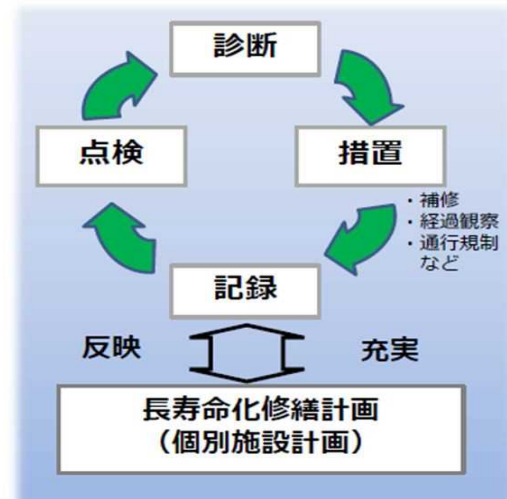
これを受け、秋田県では道路施設の老朽化問題に対応するため、国や市町村、ネクスコ等の県内の道路管理者で構成される”**秋田県道路メンテナンス会議**”を設立しています。

## 会議の目的

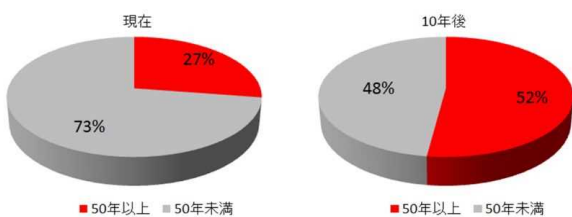
各道路管理者における**メンテナンスサイクルを持続的に回す**ことにより、老朽化対策の本格実施に貢献し、国民生活の安全かつ円滑な活動の確保及び効果的な道路管理を実現する。



## メンテナンスサイクル



## 秋田県の橋梁の現状



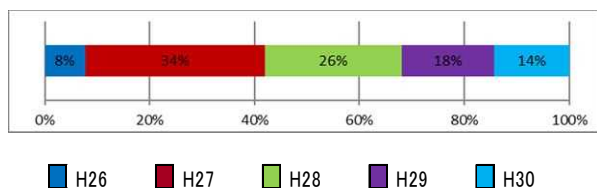
※建設後50年を経過した橋梁の割合(H30ベース)

## 秋田県内橋梁の点検実施数

・秋田県は、計画的に道路構造物の点検に取り組み、H30までで点検対象の全橋梁について点検を完了  
R1からは2巡目の点検を実施

	点検実施総数	H26実績	H27実績	H28実績	H29実績	H30実績
国	683	139	134	177	119	114
秋田県	2,263	29	35	88	100	117
市町村	8,653	636	3,184	2,286	1,472	1,075
合計	11,968	917	4,113	3,122	2,111	1,705

※R1道路メンテナンス年報



## 点検の方法

- ・構造物を点検し、下表のⅠ～Ⅳに区分する
- ・点検は、専門的な知識と経験を持った専門家が、高所作業車等を用いて、近接目視により診断を行う
- ・特にⅢおよびⅣについては、緊急の対応が求められる

区分	状態
Ⅰ 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
Ⅱ 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
Ⅲ 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
Ⅳ 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態